- 1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係
- (1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本 方針

実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて(1)業界における人材の専門性等の動向(2) 国又は地域の産業振興の方向性(3)実務に必要な最新の知識・技術・技能(4)その他、教育課程の編成に関連する事項 の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)に活かすことを基本方 針とする。

- (2)教育課程編成委員会等の位置付け
- ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、医療専門課程において、別紙管理運営規定のとおり、委員会に属し、そこでの審議については、各分掌代表による運営会議に報告し協議の上、校長が決定する。令和4年度は、8月23日の運営会議に企業等の意見として「学生間及び学生と教職員とのコミュニケーションの取り方臨床実習に出た際などコミュニケーション能力が重要である。」との提言を受けた。これを受け教科会議で実施内容朗等を検討し、2期以降。開設科目やその他の学習機会において、コミュニケーション能力を高める取り組みを講じる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名 前	所 属	任期	種別
富田 基子	公益社団法人 東京都歯科衛生士会	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	1
片 岡 有	昭和大学	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	2
永 野 修	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
小倉 芳裕	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
下山 隆朗	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
春日 貴之	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
長尾 隆司	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
鈴木 幸江	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
濱野 哲也	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_
岡村 和彦	新宿医療専門学校	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	_

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。

- (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)
 - ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
 - ②学会や学術機関等の有識者
 - ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
- (4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (6月、7月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年6月29日 16:00~17:00 第2回 令和4年7月27日 16:00~17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

企業等委員より「学生間及び学生と教職員とのコミュニケーションの取り方臨床実習に出た際などコミュニケーション能力が重要である。開設科目やその他の学習機会において、コミュニケーション能力を高める取り組みを検討願いたい。」との提言を受けた。令和4年度においては、後期以降「医療人間科学Ⅰ」「医療人間科学Ⅱ」「医療人間科学Ⅲ」の授業で実習先で使用する英語・英会話の内容を取り入れ意見交換などを行うなどの対策を講じる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科予防処置実習 I の授業に地域医療で実践している実務に関する専門的知見、医療現場で求められる実務に関する 知識、技術および技能を取り入れ、学生の実践かつ専門的能力を育成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

株式会社モリタが、本校の教員の指導の下、臨床現場に即した総括的な実習において、様々な術式、歯科予防に適した歯 科衛生介入について、学生の実習の指導を行う。評価は、授業内の実技試験を企業が評価し、それをもとに担当教員が成 績をつける。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

_ \	(O) SCIPTO SEED OF PIRMIT DISCUSS CIGATOS OF LICE OF CIGARO			
	科目名	科目概要	連携企業等	
		歯科予防処置を歯科衛生士として実施するために必要な 基礎的知識を習得する。	株式会社モリタ	

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校教育訓練規程により、教員は、教員の専攻分野の実務に関する知識、技術、技能を修得・向上することと、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上することになっている。内容は、(1)職場内教育(2)職場雅外研修(3)自己啓発となっており、それらは、企業等連携した研修等を盛り込むこととなっている。この規程を基に、組織的・計画的に企業等と連携した研修等を行う。職場外研修においては、毎年1名以上の教員を公益社団法人東京都歯科衛生士会や一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会歯科衛生士専任教員講習会等へ参加させ、実務に関する知識・技術・技能につなげている。実務研修が無い場合は、職場内教育を計画する。

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校教育訓練規程により、教員は、教員の専攻分野の実務に関する知識、技術、技能を修得・向上することと、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上することになっている。内容は、(1)職場内教育(2)職場雅外研修(3)自己啓発となっており、それらは、企業等連携した研修等を盛り込むこととなっている。この規程を基に、組織的・計画的に企業等と連携した研修等を行う。職場外研修においては、毎年1名以上の教員を公益社団法人東京都歯科衛生士会や一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会歯科衛生士専任教員講習会等へ参加させ、実務に関する知識・技術・技能につなげている。実務研修が無い場合は、職場内教育を計画する。

(2)研修等の実績

<u>①専攻分野における実務に関する研修等</u>

研修名: 新人研修 連携企業等: リクルート・JAL

期間: 令和5年3月29•30日 対象: 新人専任教員

内容外部の講師を招き、学園の教育方針の基に教員としての在り方・働き方を学ぶ。

②指導力の修得・向上のための研修等

「第1回 新宿医療専門学校歯科衛生学科 教育者のため 連携企業等: 昭和大学

期間: 令和4年5月21日(土) 対象: 専任教員全員

内容 外部の学識経験者を講師に招き、自らの教育指導スキルを共有し、学生に対する指導力向上を目指す。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「2023年度歯科衛生士専任教員講習会 I 」 連携企業等: -般社団法人全国歯科衛生士教育協議会

期間: 令和5年7月31日(月)~8月4日(金) 対象: 中堅者教員

内容 「歯科衛生学」「教育学」等。教員としての役割、教育の考え方について、また歯科衛生学を教えるプロセ

スを学ぶ。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 専任教員研修会 連携企業等: 昭和大学

期間: 令和5年9月・10月・11月・12月・1月5回実施 対象: 専任教員全員

内容 教員としての役割、教育スキルを学ぶ。

- 4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。 また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係
- (1)学校関係者評価の基本方針

自己評価結果の客観性、透明性を高め、学校関係者の理解促進、連携協力を得るため、学校関係者に報告し、評価結 果・改善方法・項目設定・改善取組が適切か意見を聴き、改善方策を提示しそれを学校関係者評価報告し、それらを最優 先課題として教育活動及び学校運営に取り組む。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

2. 英口 C V 27 / 1/0
学校が設定する評価項目
教育理念・目標
学校運営
教育活動
学修成果
学生支援
教育環境
学生の受入れ募集
財務
法令等の遵守
社会貢献・地域貢献
無し

- ※(10)及び(11)については任意記載。
- (3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価について、企業等委員より「退学率の項目において目標が達成できていないことから、退学者低減の対策 を講じていただきたい。」との意見があった。令和4年度以降退学防止・低減に対するFD研修・SD研修の開始を検討する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

		名 前	所属	任期	種別
Ш	畑	充 弘	Do Oriented 株式会社	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	企業等委 員
黒	澤	光 伸	株式会社セリアジョブ	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	企業等委 員
小	岩	信義	人間総合科学大学	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	企業等委 員
栗	田	孫 重	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	企業等委 員
富	田	基子	公益社団法人東京都歯科衛生士会	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	企業等委 員
片	岡	有	昭和大学	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	企業等委 員
水	本	健 太	鍼灸同窓会	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	卒業生
岩	坪	弘之	柔整同窓会	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	卒業生
髙	橋	香 織	歯科衛生同窓会	令和4年6月1日~令和6年3月 31日(2年)	卒業生

))

- ※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
- (例)企業等委員、PTA、卒業生等
- (5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ · 広報誌等の刊行物 · その他(

URL: 公表時期: www.ssis.ac.ip/disclosure/#a02

令和5年8月25日

- 5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況 に関する情報を提供していること。」関係
- (1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に情報提供することによって、①教育活動の活性化②学校運営の円滑化③教育内容の改善④受験 生の進路選択の一助⑤学校の説明責任となることを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目	
(1)学校の概要、目標及び計画	本校の理念、新宿医療専門学校の特徴、3つの学科	
(2)各学科等の教育	各学科(学科トップ、ABOUT,CURRICULUM)	
(3)教職員	各学科(ABOUT,CURRICULUM、EMPLOYMENT SUPPORT)	
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科(CURRICULUM、EMPLOYMENT SUPPORT)、独立開業支援	
(5)様々な教育活動・教育環境	各学科(ABOUT,CURRICULUM、EMPLOYMENT SUPPORT,EQUIPME	
(6)学生の生活支援	学費・各種支援制度、ACTIVITIES、クラブ活動	
(7)学生納付金・修学支援	学費・各種支援制度	
(8)学校の財務	情報公開(監査報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録)	
(9)学校評価	情報公開(学校関係者評価報告書)	
(10)国際連携の状況	歯科衛生学科留学生募集、ニュース&トピックス	
(11)その他	無し	

))

※(10)及び(11)については任意記載。 (3)情報提供方法

(ホームページ)・ 広報誌等の刊行物・ その他(

URL: www.ssjs.ac.jp 公表時期: 令和5年8月25日